

資料 1

# 不登校児童生徒への 支援について

令和7年度 沖縄県総合教育会議

令和7年11月17日(月)

 沖縄県教育委員会



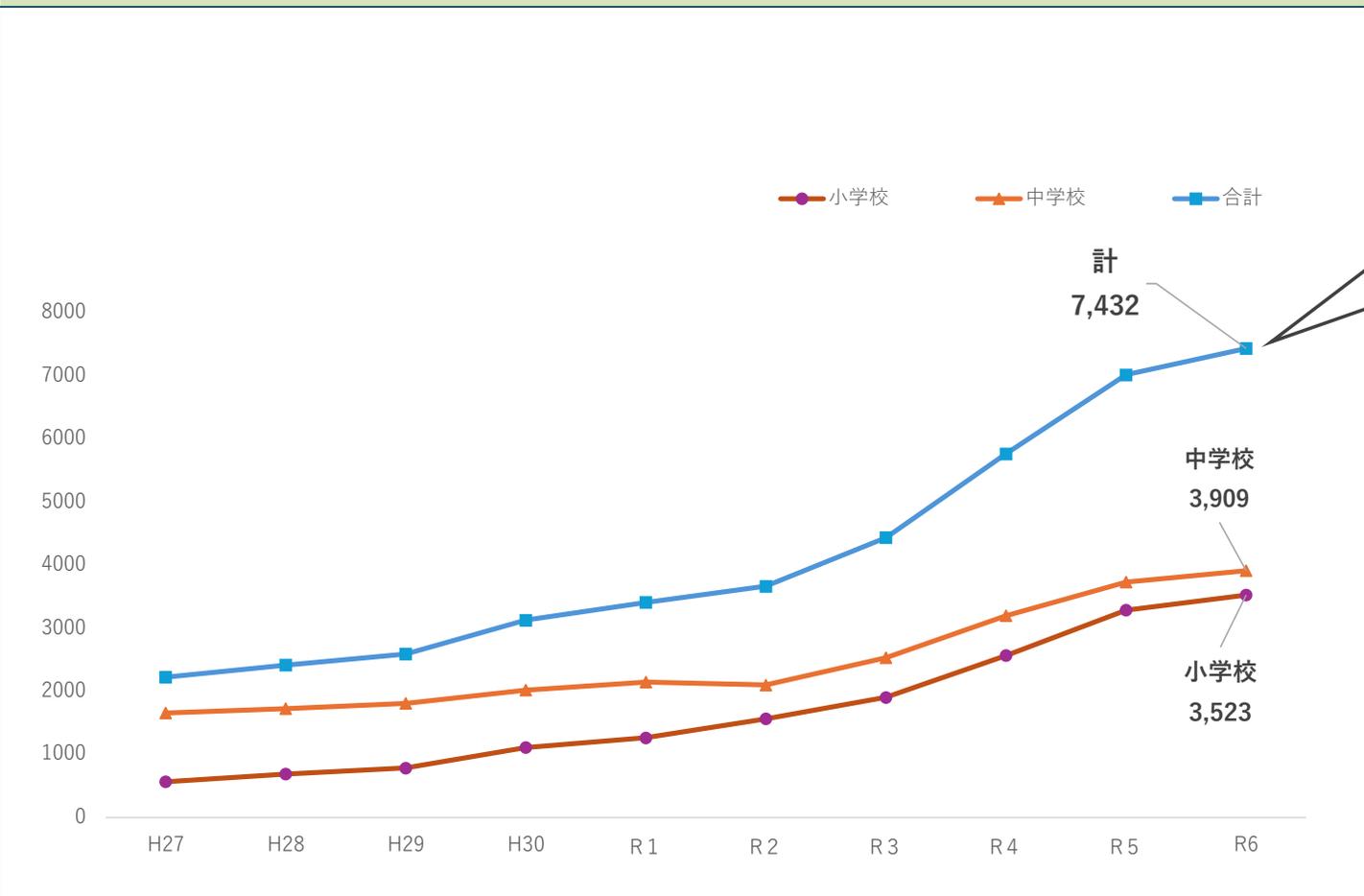
## 説明内容

- 1 不登校の現状と背景等
- 2 国が示している不登校対策
- 3 県が行っている不登校対策・支援
- 4 今後の方向性(検討事項等)

# 1 不登校の現状と背景等

# ① 不登校児童生徒数の推移(沖縄県)

(沖縄県)小・中学校における不登校の状況について

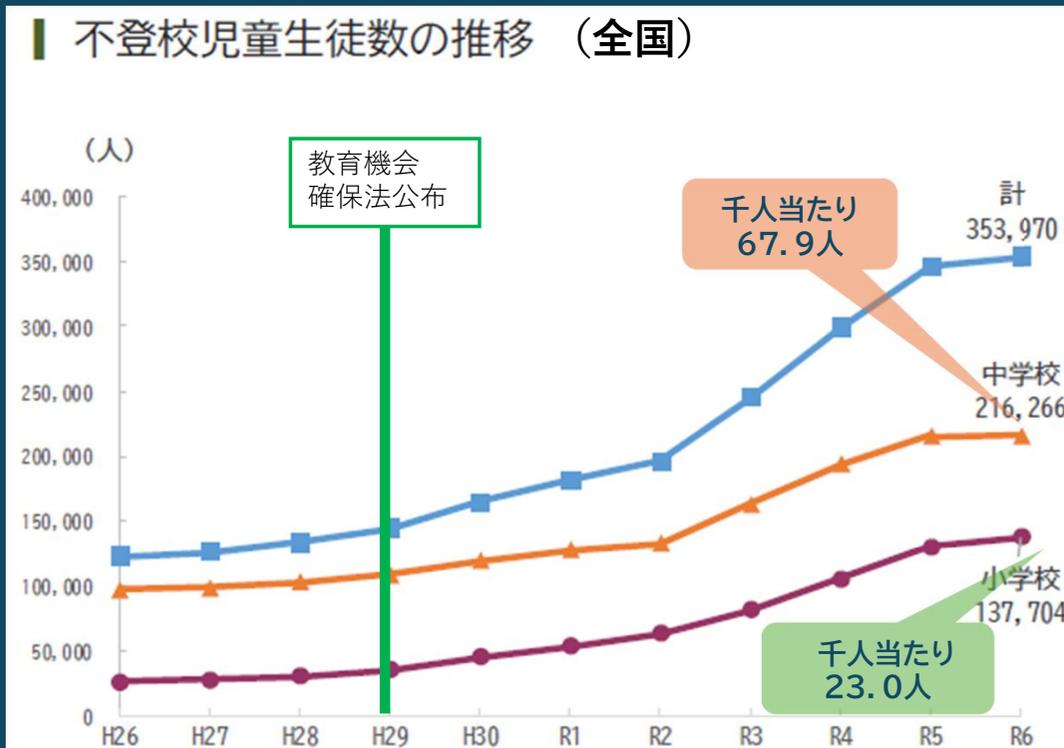


不登校児童生徒数  
(国公立小・中)  
R5 : 7,013人  
**R6 : 7,432人**

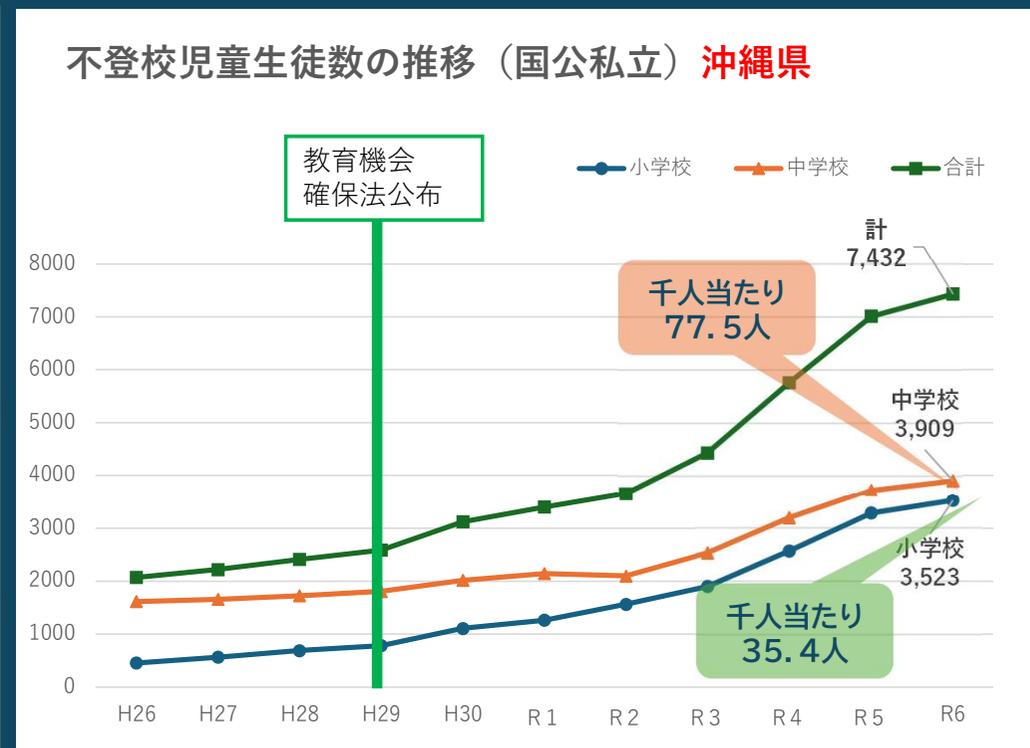
令和6年度は小中学校  
ともに増加率が低下

R4 : 29.9%  
R5 : 21.7%  
**R6 : 6.0%**

## ② 不登校児童生徒数の推移(全国比較)



令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要



令和6年度 沖縄県 不登校児童生徒数の推移状況

### ③ 不登校児童生徒の推移(増加の背景等)

#### 増加の背景

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

- ◆児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化。
- ◆コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化。
- ◆特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・必要な支援に係る課題。
- ◆生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する指導・支援に係る課題。

#### 令和6年度 増加率が低下した背景(全国小中)

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

##### ・不登校児童生徒数は過去最多

R5:346,482人  
R6:353,970人

##### ・増加率は低下

R5:15.9%  
R6: 2.2%

##### 増加率が低下した背景

- ・ チーム学校による丁寧なアセスメントや個々の児童生徒に応じた学習支援の充実
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を有する人材の活用
- ・ 校内外の教育支援センターの設置をはじめとした多様な学びの場や保護者への相談支援や情報提供の充実など

## 2 国が示している不登校対策

## ① 不登校児童生徒について把握した事実(全国小中)

- 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。(30.1%)
- 生活リズムの不調に関する相談があった。(25.0%)
- 不安・抑うつ等の相談があった。(24.3%)
- 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。(15.6%)
- いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。(13.2%)

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

## ② 誰一人 取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (令和5年3月31日通知)

# 👉 COCOLOプラン

### 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

○不登校特例校の設置促進  
(⇒「学びの多様化学校」に名称変更)

○校内教育支援センター  
(スペシャルサポートルーム等)の設置促進

○教育支援センターの機能強化

○高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障

○多様な学びの場、居場所の確保

### 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

○1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進(健康観察にICT活用)

○「チーム学校」による早期支援  
(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。子ども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化)

○一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援(相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援)

### 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

○学校風土を「見える化」

○学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善

○いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底

○児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しの推進

○快適で温かみのある学校としての環境整備

○障害や国籍言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う共生社会を学ぶ場に

### ③不登校児童生徒の多様な学びの場について

不登校児童生徒に係る特別の教育課程に関する現状・課題と検討事項(令和7年10月7日教課程部会WG資料1)

#### 不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の**多様な学びの場を整備**するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

##### ○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



###### 校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

##### ○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



###### 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

##### ○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



###### 教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

###### 民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

##### ○家から出ることができない児童生徒



###### オンラインの活用

在籍校や教育支援センター授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

###### アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対し、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行う。

### 3 県が行っている不登校対策・支援

# ① 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援

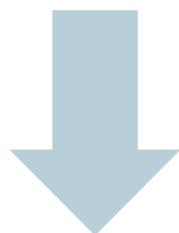
○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



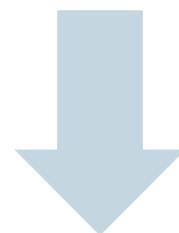
## 校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。

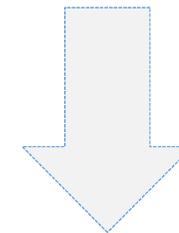
児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。



◆スクールカウンセラー・  
スクールソーシャルワーカー等  
配置事業



◆校内自立支援室事業



◆学習不安等に対する新  
たな取組の検討が必要

① 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援

## 🗨️ スクールカウンセラーについて

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業

義務教育課

学校に児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラーは、児童生徒の心のケアやカウンセリング、保護者や学校職員に対して、基本的な児童理解や教育相談の在り方等について、助言・援助を行う。

このような活動を通して、不登校やいじめ、その他問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応を図る。

#### 保護者



\*子供への接し方等についての  
助言・援助



#### 児童生徒への相談



#### 学校職員



\*子供への接し方等についての  
助言・援助  
\*研修会等におけるカウンセリング  
技法等の助言・援助

① 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援

## 👉 スクールカウンセラーの配置について



### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業

#### 1 スクールカウンセラーの主な職務内容

- (1) 児童生徒に対する相談
- (2) 保護者や教職員に対する相談(カウンセリング・コンサルテーション)
- (3) 校内会議等への参加
- (4) 教職員や児童生徒への研修や講話
- (5) ストレスチェックやストレスマネジメント等の予防的対応
- (6) 事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア及びその他、児童生徒のカウンセリング等について学校長が必要と認める事項に関すること。

#### SCの配置

年度	配置校数
R01	総数479校
R02	総数471校
R03	総数474校
R04	総数478校
R05	総数478校
R06	総数478校
R07	総数478校

県では137名の配置  
小・中・高等学校全校配置  
特別支援学校20校配置

※学校の規模に応じて、  
配置時間数を調整。

# ① 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援

## 👉 スクールソーシャルワーカーについて



## SSWの主な職務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ。
- (2) 福祉機関等の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整。
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築・支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供。
- (5) 教職員等への研修活動。

① 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援

## ☞ スクールソーシャルワーカーの配置について

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業

#### 1 配置状況

年度	配置人数
R04	20人
R05	20人
R06	20名
<b>R07</b>	<b>22名</b>



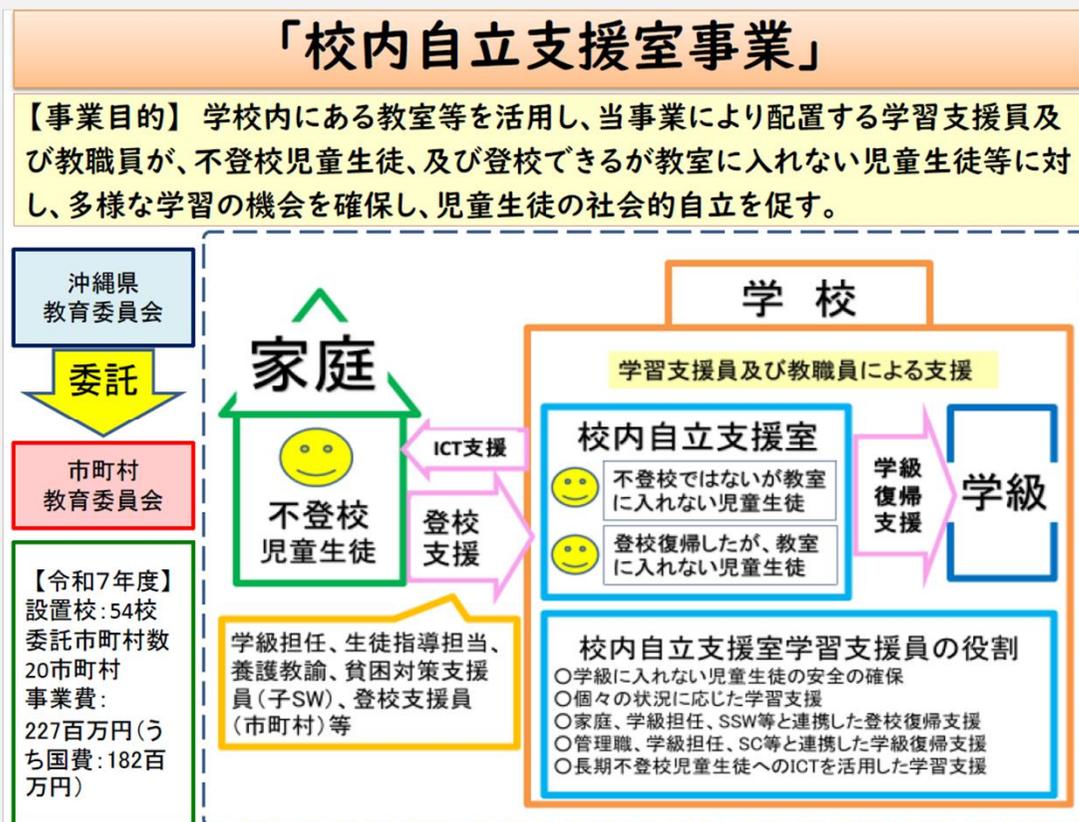
#### 2 その他

市町村独自で配置するスクールソーシャルワーカー等とも連携

① 学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒に向けた支援

## 校内自立支援室事業について

義務教育課



### 1. 実績

	実施市町村	配置校
令和4年度	15市町村	36校
令和5年度	15市町村	43校
令和6年度	17市町村	60校
令和7年度	20市町村	54校

### 2. 事業形態について

\* 本事業は、モデル事業の位置づけで、委託事業の形態をとることにより、委託終了後は市町村での独自事業化を検討していただくことを想定している。

## ② 家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒に向けた支援

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



### 教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

### 民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

◆県立の教育支援センター  
「てるしの」

◆フリースクール等民間団体  
と学校との連携を促す

◆市町村の運営する  
教育支援センター(県内に23カ所)

◆県の配置するSC・SSWとも  
連携して支援を行っている。

### ③ 家から出ることができない児童生徒に向けた支援

#### ○家から出ることができない児童生徒

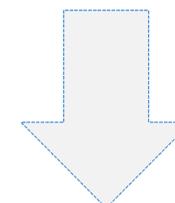
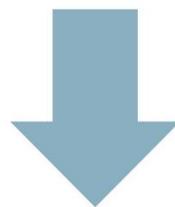
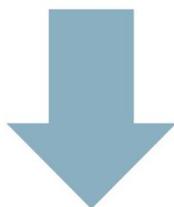


##### オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行う。

##### アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行う。



◆ 校内自立支援室事業により配置する支援員によるICTを活用した在宅不登校児童生徒への支援

◆ SSWと連携した在宅不登校児童生徒の支援

◆ 学校とつながる新たな取組の検討が必要

## 4 今後の方向性（検討事項等）

# ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充について (検討事項)

## スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重要性

不登校児童生徒の多様な学びの場	
	<b>○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒</b> 校内教育支援センター 学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に 利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。
	<b>○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒</b> 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校) ※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。 特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。
	<b>○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒</b> 教育支援センター 各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。 民間団体等 在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。
	<b>○家から出ることができない児童生徒</b> オンラインの活用 在籍校や教育支援センター授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行う。 アウトリーチ支援 学校等とつながっていない不登校児童生徒に対し、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行う。

\*各場面において、支援に関わっている。

### 【沖縄県の現状】

#### スクールカウンセラー

○県により137名の配置

#### スクールソーシャルワーカー

○県が配置する22名に加え、市町村独自で配置するスクールソーシャルワーカー等と連携

貧困対策支援員(子SW) R6年度: 111名配置

相談内容の複雑化や相談業務の増加が課題

## ② 放課後の教室を活用した支援について (検討事項)

### 1. 目的

\*支援員が放課後の時間帯等に教職員と連携し、個々の不登校の要因に応じた支援を行う。

### 2. 支援内容(個々の不登校の要因に応じた支援)



放課後の教室を活用した、ソーシャルスキルトレーニング等の支援



支援員が教職員と連携して支援を行う



不登校児童等の学び直しや学習の遅れの支援(学習障害等含む)



途中登校の支援(保護者・教員等の負担減)

個々の要因に応じて、教職員・SC等と連携した相談支援

### 3. 支援の効果等について(メリット)

- (1)放課後の教室を活用することで、他の児童がいないことから、安心して学校に足を運ぶことができる。(集団の苦手さ等への対応)
- (2)学校で支援を行うことにより、学校の課題への取り組みが容易であり、ICTの活用においても環境が整っていることや、成績の反映や出席の取扱いにもつながりやすい。
- (3)途中登校の支援を行うことにより、保護者や教職員等の負担を減らすことができる。

### 4. 懸念事項

- (1)支援の時間は短時間になることから、支援員の確保が難しくなることも考えられる。
- (2)研修や学校行事等により、放課後に教職員の協力が得られない日の支援・対応。

## ③ オンラインによる不登校児童生徒への支援について (検討事項)

### 1. 目的

\*県がオンラインによる学習支援(基礎学力の補充等)を行うことで、学校復帰、社会的自立を促す。

### 2. 支援内容(個々の不登校の要因に応じた支援)

オンラインを活用  
集団の苦手さや対人  
関係による不登校へ  
の支援



学習の遅れにより  
不登校になるケース  
(学習障害等含む)



在籍校と連携  
し支援を行う



### 3. 支援の効果等について(メリット)

- (1)学校に登校できなくてもオンライン等で学習や支援につなげることができる。
- (2)在籍校と連携し、出席状況の共有や学習内容を調整することで、成績の反映や出席の取扱いにつなげやすい。
- (3)オンラインによる支援を行うことで、児童生徒の送迎等、保護者の負担を減らすことができる。

### 4. 懸念事項

- (1)オンラインに対応する職員が必要(指導主事や相談業務を行う職員等の増員)。
- (2)職員がオンラインに対応する環境※1が必要。
- (3)家庭にオンラインが活用できる環境※1が必要。

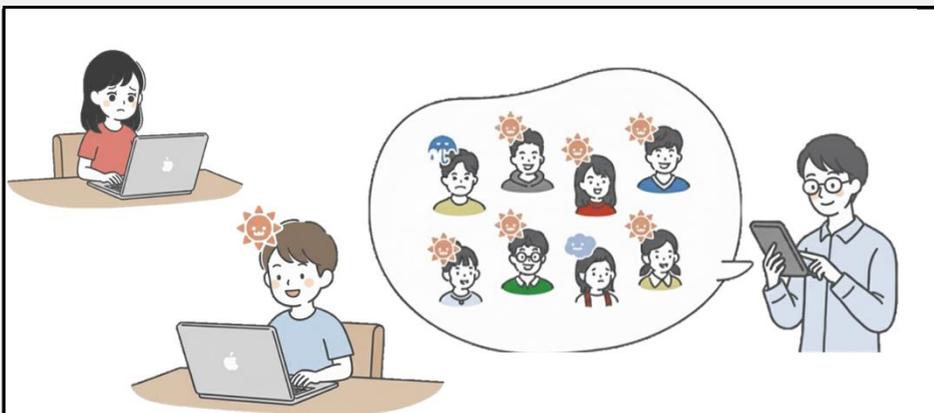
※1 環境:端末やネットワーク、アカウント等

## ④ 一人一台端末を活用した心の健康観察について (検討事項)

### 1. 目的

\*市町村において、一人一台端末を活用した、心や体調の変化の早期発見による支援の充実を推奨する。  
(※次世代型公務支援システムとの連携など)

### 2. 支援内容(心や体調の変化の早期発見による支援の充実)



1人1台端末を活用した  
心や体調の変化の早期発見を推進

### 3. 支援の効果等について(メリット)

- (1)ICTを活用し、心や体調の変化を早期発見することで、相談支援のきっかけづくりを増やすことができる。
- (2)児童生徒が自分の心や体に向き合うきっかけを作ることができる。
- (3)アプリによっては、MEXCBT等との連携が可能。

### 4. 懸念事項

- (1)各市町村においてアプリ等の導入に予算が必要。
- (2)次世代校務支援システムの導入時期が市町村によって異なる(10年で完結予定)。

## ⑤ 県が発行する各種資料等

令和7年3月:義務教育課

### 不登校児童生徒への支援の手引き

未然防止 初期対応 自立支援

義務教育段階の学校は、すべての児童生徒にとって、社会において自立的に生きる基礎を培う場です。また、仲間づくりや協働的な活動を通して社会性を育む「学びの場」でもあり、極めて重要な役割を担っています。しかし、本県における不登校児童生徒数は増加傾向にあり、学校教育の喫緊の課題となっています。

本手引きでは、児童生徒が不登校にならない「未然防止」の取組、不登校の予兆を見逃さない「初期対応」、不登校児童生徒への「自立支援」についてまとめました。本県のすべての児童生徒が笑顔で登校できる学校づくりを「チーム学校」で進めていきましょう。

令和7年3月改訂版  
沖縄県教育庁 義務教育課

不登校児童生徒への支援の手引き

沖縄県版

授業がわかる 主体的に活動する 夢や希望を持つ

### 魅力ある学校づくり パンフレット 改訂版

安心・所属・承認・自立

- 「授業づくり・集団づくり・居場所づくり」を小中連携を通して
- 義務教育9年間で児童生徒に活躍の場と互いに認め合う機会を
- 全ての児童生徒が自己有用感を感じ自己肯定感が高まる取組
- 「夢や希望」をもち、安心して学ぶことのできる学校づくり

令和7年3月  
沖縄県教育委員会

魅力ある学校づくりパンフレット

2025

### 【市町村教育委員会用】 学校外の機関等において 不登校児童生徒の社会的自立を目指すための 指導・支援に関する参考資料

※学校外の教育支援センター(旧通称指導教室)等公的機関や、フリースクール等民間施設、自宅等のこと

～別冊『不登校児童生徒への支援の手引き』(2025 沖縄県教育庁義務教育課)～

【本資料の活用について】

- ◎本資料は、学校外の機関等の適否を評価するものではなく、不登校児童生徒の支援に際し、市町村教育委員会による学校支援の一助となることを目指して作成したものです。
- ◎市町村教育委員会及び学校においては、国の通知等や本資料を参考に、学校外の機関等における不登校児童生徒の「指導要録上の出席の取扱い」や「学習の成果に係る成績評価」について、判断するための目安を設けておくことが望ましいと考えます。

沖縄県教育庁義務教育課

学校外の機関等において不登校児童生徒の社会的自立を目指すための指導・支援に関する参考資料

## 【参考資料①】

# 教育機会確保法

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

(平成28年12月14日公布)  
(平成29年 2月14日施行)

## 基本的な考え方

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より

## 【参考資料②】

# 👉 不登校児童生徒等への支援の充実について (令和5年11月17日通知)

■ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

別紙

「1. 令和元年10月25日付け通知について」

## 不登校児童生徒への支援の視点

「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

## 【参考資料③】

# 👉 不登校児童生徒等への支援の充実について (令和5年11月17日通知)

## ■ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

### 別紙

「2. 学校教育の意義及びあり方について」

「学校という場は、多くの人たちとのかかわりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育をうける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を「得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために、当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。」